

藤岡市みかぼみらい館
レストラン出店募集要項

藤岡市みかぼみらい館内レストラン 191.62 m²
(レストラン部分 105.67 m² 厨房部分 85.95 m²)

公益財団法人 藤岡市文化振興事業団

2025年2月

レストラン出店 募集要項

1. 趣旨

藤岡市みかぼみらい館は、地域一体となった「人づくり・夢づくり」を推進する文化活動や学習活動の拠点として設置された複合文化施設です。魅力と個性あふれる文化施設としての未来図を当財団と共有でき、来場者へのサービスの一環として飲食の提供を行い、継続して快適で質の高いサービスを提供することができる運営事業者を公募により選定するものです。

2. 出店区画

藤岡市みかぼみらい館内レストラン

店舗面積 191.62 m² (レストラン部分 105.67 m² 厨房部分 85.95 m²)

店舗用途 レストラン経営

3. 開店時期

令和7年4月中旬(予定)

4. 出店申込

1) 応募資格

応募者は、次の条件を全て満たしている者としてします。

- ①飲食業に関する法令等を遵守できること。
- ②食品衛生法に基づく営業許可など必要な許可を有しており、当該施設でも必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- ③藤岡市みかぼみらい館の設置目的を理解するとともに、施設の運営方針に協調できること。
- ④安定した店舗経営能力を有していること。
- ⑤優良なサービスを提供できる能力を有していること。

2) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は応募資格がありません。

- ①会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きをしている者。
- ②民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きをしている者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者。
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- ⑤国税、都道府県税及び市町村民税などを滞納している者。

3) 出店における使用許可

藤岡市みかぼみらい館の設置及び管理に関する条例第5条第1号に基づく食堂の占有利用許可とします。

令和7年度の使用期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までとします。
使用期間は、1年間としますので、更新をする場合は、使用許可満了日の1カ月前までに、必要な書類を当財団に提出することとします。

5. 出店条件

1) 設備・備品等

- ①当財団が設置している厨房設備・レストラン備品（詳細は「資料1.厨房設備・レストラン備品等」参照）の更新及び撤去については、当財団が負担します。
- ②当財団が設置する厨房設備・レストラン備品以外に必要な装飾・備品・食器等は出店者の責任により設置するものとします。この場合において、必要な修繕は、出店者の負担とします。ただし、建築基準法や消防法の規定により、設置してある設備以外のガスや裸火を使用することはできません。

2) 設備等の改装・修繕・交換

当財団が設置する厨房設備等の改装は原則不可とします。やむを得ず改装が必要な場合は当財団との協議によるものとします。ただし、事前に当財団の承認を受けた軽微な変更は可とし、それに要する費用は出店者の負担とします。

3) 張り紙・看板等

張り紙・店舗看板の表示は、あらかじめ当財団の承諾を得るものとし、製作費については、出店者の負担とします。

4) 衛生管理

レストラン及び厨房スペースの清掃、防虫防鼠、衛生管理、ごみ処理は、出店者の負担で実施するものとします。

5) 防犯対策

店舗機械警備は管理者側で設置していますが、レストラン内での防犯対策を自らの責任で行ってください。

6) 事故等の未然防止と発生時の対応

事故（食中毒等）が発生した場合や苦情の申し出があった場合は、当財団に報告するとともに出店者において速やかに処理するものとし、その際に発生した費用等についても出店者の負担とします。

7) 災害対応

みかほみらい館は、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されているため、災害時には避難者を一時的に受け入れることを想定していますので、出店者は、避難場所の提供等、協力してください。

8) その他

みかほみらい館内（レストラン含む）は全て禁煙とします。（喫煙所は、プラネタリウム脇に設置しています。）

6. 費用負担

1) 営業保証金

レストランの出店に際し、当財団への営業保証金の支払が必要となります。

■営業保証金

営業保証金	支払期日
300,000円	本契約締結時

2) 毎月の費用

①使用料

月間の売上高の15分の1の額（消費税含む）

②店舗水道光熱費

店舗内の水道光熱費は、店舗専用小メーターが設置されております。財団職員が毎月末に検針し、その確定した使用量を基礎に財団よりご請求致します。

■電気料金の算出方法

親メーター（館全体）による電気料金×小メーターの消費電力（KWh）／
親メーター（館全体）の消費電力（KWh）

■水道料金の算出方法（2カ月に一度）

親メーター（館全体）による水道料金×小メーターの消費水量（m³）／親メ
ーター（館全体）の消費水量（m³）

■ガス料金の算出方法

運営事業者がガス事業者と直接契約していただきます。

③店舗機械警備委託料負担金

14,300円を毎月財団よりご請求致します。（機械警備用のセキュリティキー
の追加発行費用は別途負担いただきます。）

3) その他費用

①害虫駆除費等

レストラン及び厨房スペースの清掃、防虫防鼠、衛生管理は出店者の負担で実施
するものとします。

②ワックス清掃

原則、当財団の指定業者へ年4回作業依頼（レストラン部のみ）しておりますが、
必要に応じて、出店者の負担で対応いただきます。

③ガラス清掃

原則、当財団の指定業者へ年3回作業依頼しておりますが、必要に応じて、出
店者の負担で対応いただきます。

④施設内諸経費等について

■店舗内で使用する専用外線・有線放送は、直接出店者で契約して下さい。

なお、引き込み等の工事に関しては当財団へ必ずご相談ください。

■従業員駐車場の負担金はありません。

■その他、必要となる諸経費については当財団までお問い合わせ下さい。

7. 営業条件

1) 店舗営業

①営業時間

営業時間は、原則として午前9時から午後10時迄の間としますが当財団と協議し決定することとします。

②定休日

基本的には、毎週火曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その直後の休日でない日）及び12月28日から翌年1月4日までとなりますが当財団と協議し決定することとします。

2) 店舗損害保険について

出店時（開店時）に所定の損害保険に加入していただきます。

①店舗総合保険（火災保険、借家人賠償責任保険）

②施設内賠償責任保険

③生産物賠償保険（PL保険）

①～③については必須となります。その他保険は任意です。

※加入後、保険証券等の写しを管理者へ提出ください。

3) その他

①出店者の直営とします。第三者に転貸することは認められません。

②営業上必要な許認可の申請、取得は自ら行ってください。

※営業許可書の写しを管理者へ提出してください。

8. 選定方法

1) 選定委員会の設置

当財団は、応募者から提出された提案の審査を行うため、選定委員会を設置し、評価基準に基づき公正な選定を行うものとします。なお、委員会の委員は非公表とします。

2) 選定方法

①参加資格審査

参加申込書等により、参加資格を満たす者であることを審査します。

②一次審査（書類審査）

企画提案書をもとに書類審査（非公開）を行い、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に進む上位3者程度を選定します。

③二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最適候補者1者及び次席候補者1者を選定します。

④応募者が1者の場合でも企画提案書の内容を評価し、その結果が優秀であると委員会が判断した場合は、成立するものとします。

3) 評価基準

①一次審査（書類審査）評価基準

No.	審査項目	記載内容	配点
1	コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・店名（候補） ・みかぼみらい館のコンセプト（文化施設、ふじの咲く丘公園に隣接、景観の良い立地、ギャラリーと一体的等）に沿った運営方針 	5点
2	営業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間 ・準備計画 	5点
3	提供メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・メニュー構成と価格設定 	5点
4	運営力	<ul style="list-style-type: none"> ・経営計画 ・責任者、従業員数などの人員配置体制 ・これまでの営業規模や事業実績 ・収益・集客増のための工夫 ・情報発信のための工夫 	5点
5	安全管理、衛生管理、環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯、防災等の安全管理体制 ・衛生管理の手法と工夫点 ・食の安全に対する配慮 ・廃棄物の回収方法、処理方法及び減量化を推進する取組み 	5点
6	財務分析	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者の現在の経営状態 ・年間収支計画 	5点
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・PRしたいこと 	5点
合 計			35点

※一次審査の結果、各委員の平均点が21点（6割）に満たない事業者は失格とします。

②二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）評価基準

No.	審査項目・着眼点	配点
1	企画提案内容の的確性	10点
2	企画提案内容の実効性	10点
3	取り組み意欲	5点
合 計		25点

※一次審査の平均点及び二次審査の平均点の合計で、最も得点が高い事業者を最適候補者、次点者を次席候補者として選定します。

4) 募集及び選定スケジュール（予定）

項目	スケジュール

①公募開始	令和7年 2月 7日(金)
②質問受付	令和7年 2月17日(月) 17時まで
③質問回答(公表)	令和7年 2月21日(金)
④参加申込書等及び企画提案書の提出期限	令和7年 2月24日(月) 17時まで
⑤一次審査(書類審査)	令和7年 2月26日(水)
⑥一次審査の結果通知	令和7年 2月27日(木)
⑦二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年 2月28日(金)
⑧選定結果通知	令和7年 3月 7日(金)

5) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、最適候補者・次席候補者としての決定を取り消します。

- ①提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ②運営事業者の決定後、資金事情の変化等により、レストラン運営の履行が困難であると管理者が判断したとき。
- ③著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと管理者が判断したとき。
- ④出店者が「4. 出店申込 1)応募資格」に該当しなくなったとき。

9. 公募方法と手続等

1) 公募に係る関係書類等の交付

①交付する書類及び資料

ア 実施要領

イ 資料1 厨房設備・レストラン備品等

ウ 資料2 様式集(参加申込書等、企画提案書、公募に関する質問書)

②交付方法

みかぼみらい館で配布及びホームページ上で交付します。

URL ; <https://mikabomirai.jp>

2) 本募集案件に関する質問書の受付

①受付期間

令和7年2月7日(金)～令和7年2月17日(月) 17時(必着)

②提出方法

「様式3 公募に関する質問書」を作成し、電子メールで提出してください。

メール送付先 : mikabomirai@dan.wind.ne.jp

3) 本募集案件に関する質問書に対する回答

質問書提出者に対して個別に電子メールで回答を送付します。

また、令和7年2月21日(金)までに、随時ホームページへ掲示します。

4) 参加申込書等及び企画提案書の提出

参加申込書等及び企画提案書は、指定の様式に基づき作成してください。

①提出期間

令和7年2月7日（金）～令和7年2月24日（月）17時（必着）

②提出方法

- ・持参又は郵送で提出してください。
- ・持参の場合は、休館日(12日(水)・18日(火))を除く日の8時30分～17時までを受付時間とします。事前に電話連絡したうえで持参してください。

③提出場所

藤岡市みかぼみらい館

④提出書類等

参加申込書等（様式1-1、1-2、1-3、1-4）	紙各1部
企画提案書（様式2）	紙7部
商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 個人の場合は住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）	紙1部 3ヶ月以内のもの
定款及び会則等（最新のもの） 個人の場合は身分証明書の写し	紙1部
事業者概要 創業年月日、資本金、従業員数、事業内容、事業経歴、直近3年分の決算書（損益計算書・貸借対照表）等がわかるもの ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可	紙1部
納税証明書 法人の場合 ・国税（その3） ・県税（本店所在地の都道府県が発行する完納証明書） ・市税（本店所在地の市町村等が発行する完納証明書） 個人の場合 ・国税（その3） ・県税（住所地の都道府県が発行する完納証明書） ・市税（住所地の市町村等が発行する完納証明書）	紙各1部 3ヶ月以内のもの

5) 一次審査結果の通知

すべての応募者に対して、一次審査の結果を通知します。二次審査へ進む場合は、日時及び場所等の詳細をご案内します。

①通知日

令和7年2月26日（水）17時まで

②通知方法

すべての応募者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知します。

6) 二次審査

一次審査通過者を対象に、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。企画提案書の修正、また企画提案書以外の追加資料等の使用は認めません。ただし、提出された企画提案書の電子データ（PDF）に限り、プロジェクターを使用した拡大投影による説明は可とします。

1 応募者あたり、出席者は3人以内とし、準備撤収5分以内、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内とします。

①実施日

令和7年2月28日（金）

②日時及び場所

当財団が指定した日時及び場所

7) 二次審査結果の通知及び公表

二次審査に参加したすべての応募者に通知します。

また、最適候補者・次席候補者は市ホームページで公表します。

①通知日

令和7年3月7日（金）まで

10. 現地見学

令和7年2月7日（金）～令和7年2月24日（月） 9時～17時

※休館日(12日(水)・18日(火))を除く

11. その他

- ① 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は本業務の選定以外に提出者に無断で使用しません。
- ③ 提出された書類は個人情報保護規程により、個人情報を除き公開の対象となります。
- ④ 提出された書類は一切返却しません。
- ⑤ 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については別途協議します。
- ⑥ 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とします。
- ⑦ 出店契約締結後に出店者の過失、管理上の不備によって生じた損害・破損・毀損などの補償及び補修費用は出店者の負担となります。また、退店する場合は出店者側で工事、設置したものをすべてを撤去し、原状回復した後に引き渡していただきます。

12. 問合せ

公益財団法人 藤岡市文化振興事業団（藤岡市みかぼみらい館）

〒375-0024

群馬県藤岡市藤岡 2728 番地

電話：0274-22-5511

FAX：0274-22-5510

E-mail：mikabomirai@dan.wind.ne.jp

レストラン平面図

